

# 平成21年度固定資産税の 縦覧・閲覧ができます

次の期間は固定資産税の縦覧期間です。この縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができ、縦覧制度です。

● **縦覧** ……縦覧帳簿の縦覧 ※本庁のみ

● **期間**

4月1日～6月1日（土・日・祝日は除く）

● **場所**

大山町役場本庁 税務課

● **縦覧できる方**

土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません）

\*土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

● **縦覧できる内容**

土地：所在、地番、地目、地積、価格  
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

\*所有者・課税標準額は記載されません。  
\*納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

● **必要なもの**

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

● **手数料**

無料

● **注意事項**

コピーは出来ません。

● **閲覧** ……名寄帳の閲覧

● **期間**

※閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

● **場所**

大山町役場 本庁・各支所

● **閲覧できる方**

納税義務者、納税管理人、同居の家族

● **必要なもの**

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証等）

● **手数料**

縦覧期間中は閲覧無料。コピー代は1枚20円。

◇ 郵送申請も可。

◇ 問い合わせ先  
税務課

☎ 0859・54・5208

## 消費生活相談 窓口開設

町では、国の消費者行政に基づき、平成21年4月1日から消費生活に関する相談窓口を役場住民生活課に開設しました。

これは、悪質商法・多重債務などの消費者被害を防止し、より安全安心な暮らし

しが出来ることを目的としています。

消費者問題でお困りときは役場住民生活課にご相談ください。また、今までどおり鳥取県消費生活センターでも受けつけています。

### ☆被害に遭わないための心得☆

- ① 優しい言葉・甘い勧誘には注意しましょう。
- ② 勧誘の目的をしっかりと確認しましょう。
- ③ 本当に必要な商品・サービスであるかよく考えましょう。
- ④ 必要のないものはきっぱりと断りましょう。
- ⑤ 困ったときは、一人で判断しないで信頼できる身近な人に相談しましょう。

◆ 問い合わせ先

役場住民生活課

☎ 0859・54・5210

県消費生活センター

☎ 0859・34・2648

## — 地上デジタル放送の詐欺にご注意！ —

全国で地上デジタル放送（通称：地デジ）に関連した詐欺が起きています。

こうした事件では、不審者が「総務省」や「NHK」の名前をかたって高齢者宅へ訪問し、高額な工事代金を請求しています。

工事的な必要がある場合は、できるだけ顔見知りの電器店さんなどをお願いするようにしてください。また、不審に思われた場

合は、八橋警察署（0858-49-0110）、鳥取県消費生活センター（0859-34-2648 または 34-2668）、または総務省の地デジコールセンターへご相談ください、すぐには支払に応じないようにしてください。

地デジコールセンター 0570-07-0101 または 03-4334-1111（平日は午前9時～午後9時まで、土日祝日は午前9時～午後6時まで）